

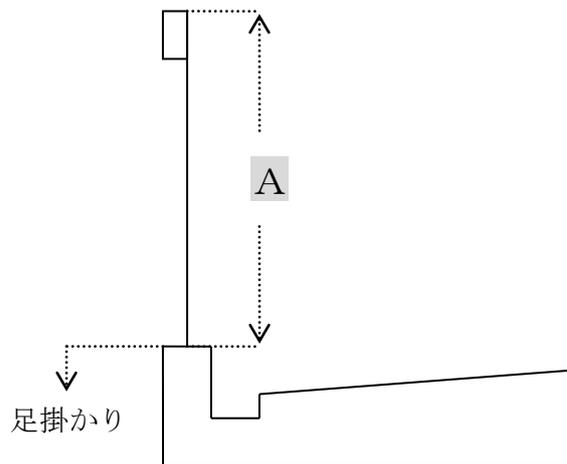
第18節 普通階判定

問1 シャッターの取扱いについて。

答1 スラット厚 1.5mm 未満のもの → 有効とする。
パイプシャッター → 有効としない。

問2 規則第5条の2第2項第2号の高さの測定位置はA部分でよいか。

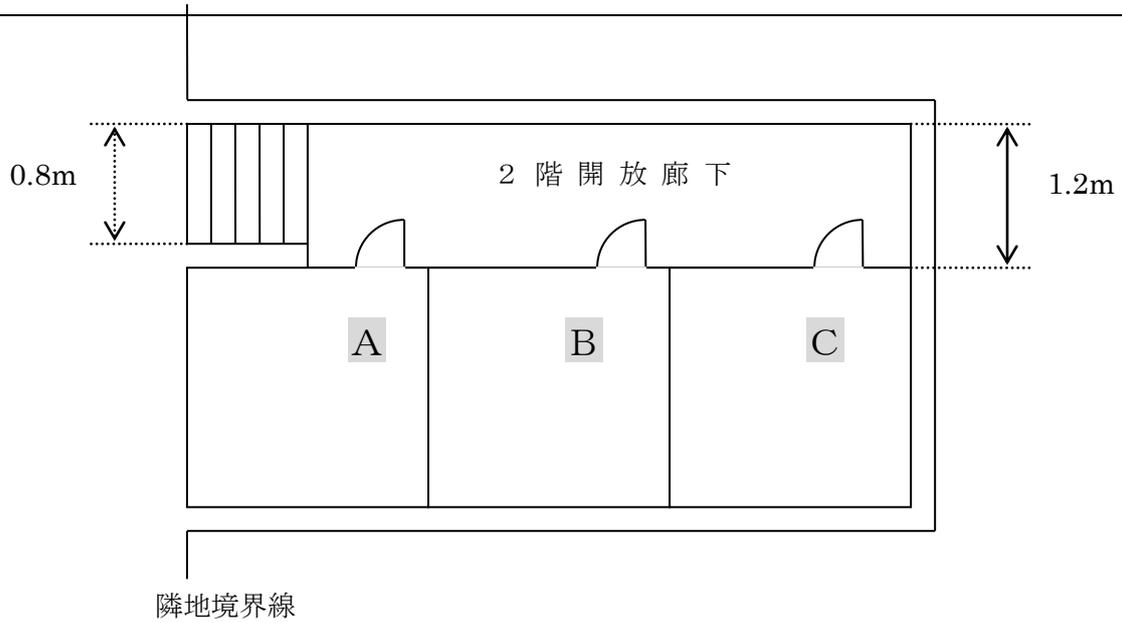
答2 足掛かり容易に足をかけられる場合は、支障なし。
なお、踏み台に関しては「昭和50年6月16日消防安第65号」を参考にとすること。



問3 開口部に面する1m以上の空地等の取扱いについて。

答3 開口部の前面1m以内の範囲内に、駐車場及び固定装置付きの駐輪場がある場合並びに中木及び高木がある場合、これらに面する開口部は有効としない。
高さ400mm以下の低木、固定装置付きのない駐輪場、固定装置付きのない排気量50cc未満の単車置場は可とする。

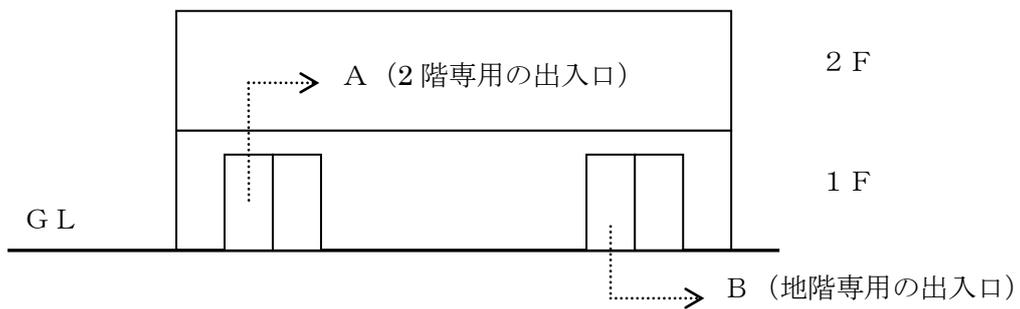
問4 下図の開口部（A～C）は有効とみなせるか。



答4 有効とみなさない。

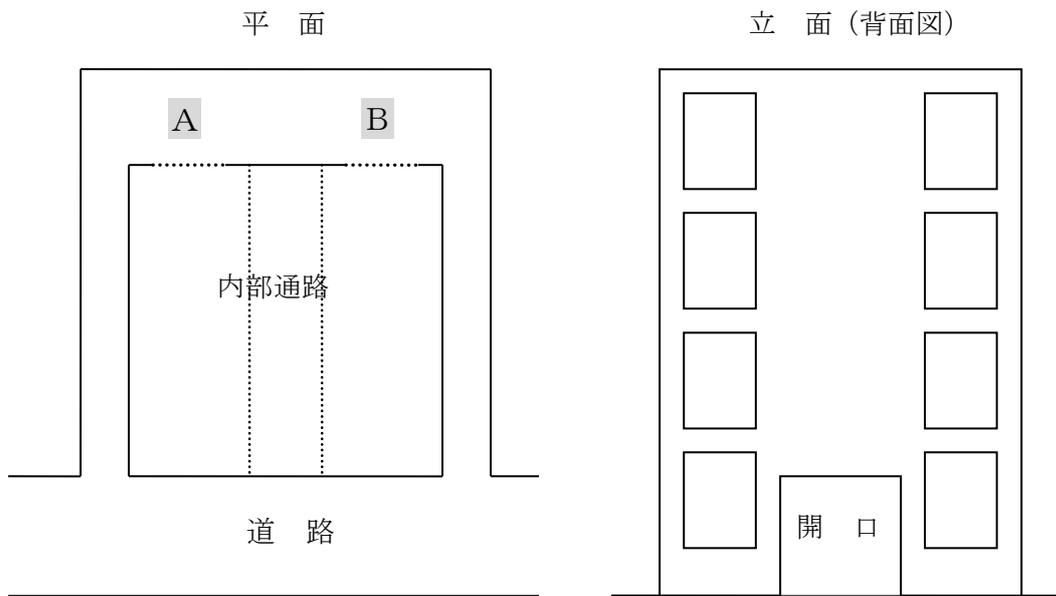
ただし、階段の有効幅員が1 m以上あれば有効であるが、できるかぎり廊下側以外の開口部をとるようにすること。

問5 下図の開口部（A・B）は有効とみなせるか。



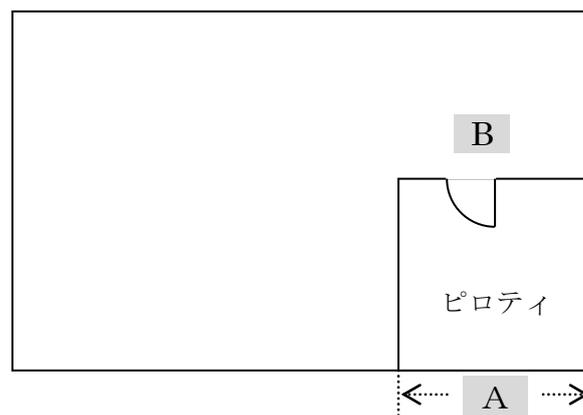
答5 A・Bとも有効としない。

問6 下図の開口部（A・B）は有効とみなせるか。



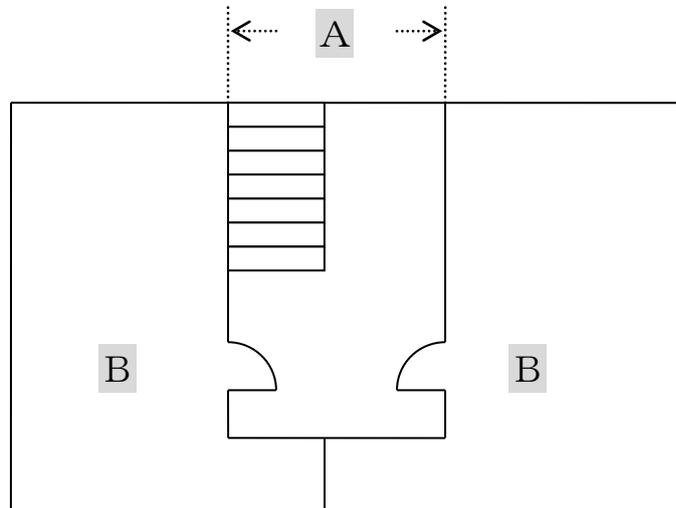
答6 内部通路に面する壁（…………部分）が、開口部なしの耐火構造で、かつ、煙が滞留しないものであれば有効とする。

問7 下図の場合、A・Bのどちらを有効開口部とすればよいか。



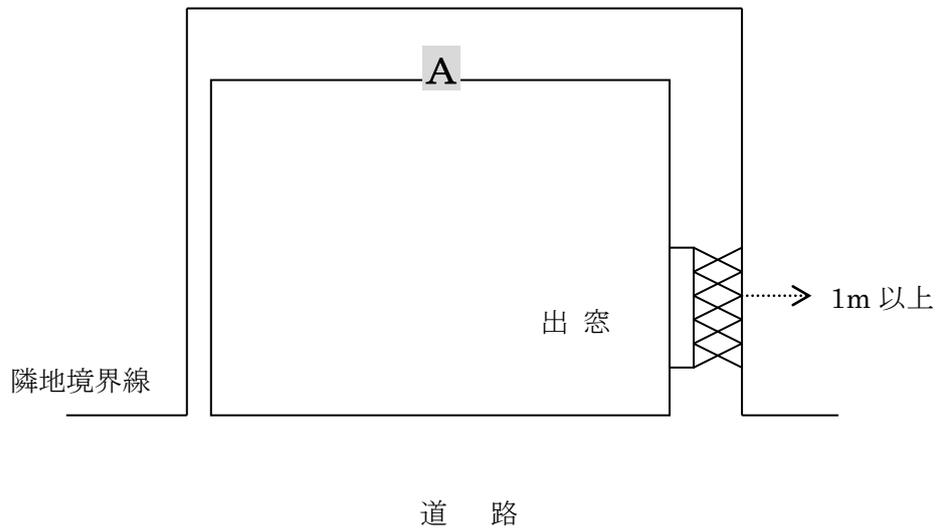
答7 ピロティが床面積に算定される場合はAとする。

問8 下図のように階段室が開放されている場合、A・Bのどちらを有効開口部とすればよいか。
(階段及び廊下とも有効幅員1m以上あり。)



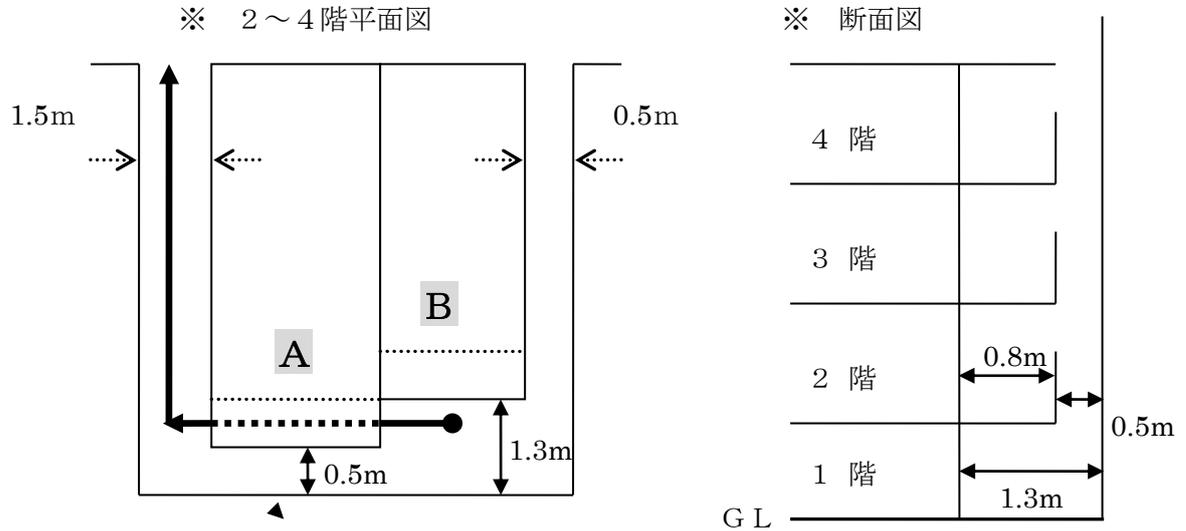
答8 廊下、階段が床面積に算入される場合はAとする。

問9 出窓等により通路の幅員が部分的に狭くなる場合、通路は有効とみなせるか。



答9 斜線部分の有効幅員が1m以上あれば通路は有効とし、建物A側の開口部は算定しても可。

問10 下図のように1階にバルコニーがない場合、2～4階の開口部（A・B）は有効とみなせるか。（図は4階建ての場合）



答10 通路として確保できる場合は、原則としてBのみ有効とする。

問11 引違い窓の外側に施錠された格子戸（内側からは開放可能）がある場合、有効開口部としてみなせるか。

答11 外部から容易に開放できる場合のみ有効とする。

問 1 2 下図のように地階にドライエリアがある場合、1階以上のドライエリアに面する開口部は有効とみなせるか。

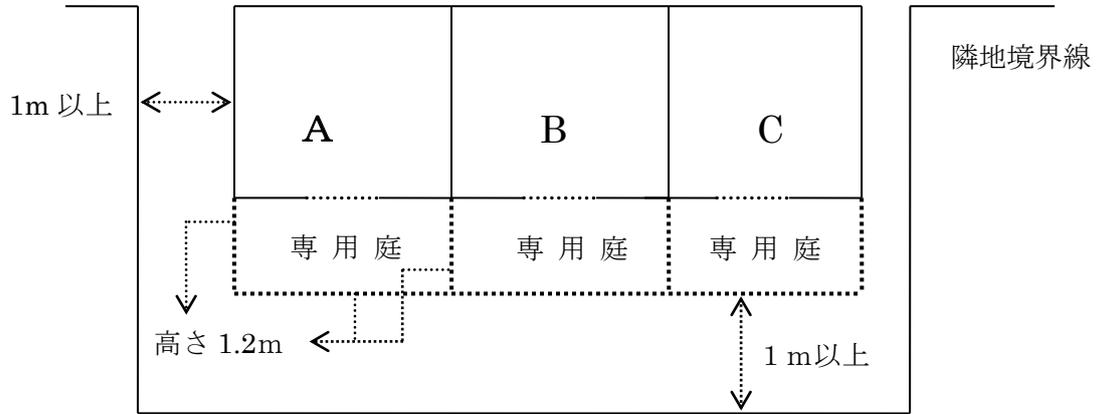


答 1 2 ドライエリアの有効幅員が1 m以上あり、かつ、階段・スロープ等がGL (避難階) 部分の有効な通路に接続されている場合は、有効とする。

問 1 3 開口部（普通ガラス6 mm以下）の前面に簡易シャッターがある場合の取扱いについて。

答 1 3 簡易シャッターを容易に破壊できる場合は、当該開口部（普通ガラス6 mm以下）を有効とする。

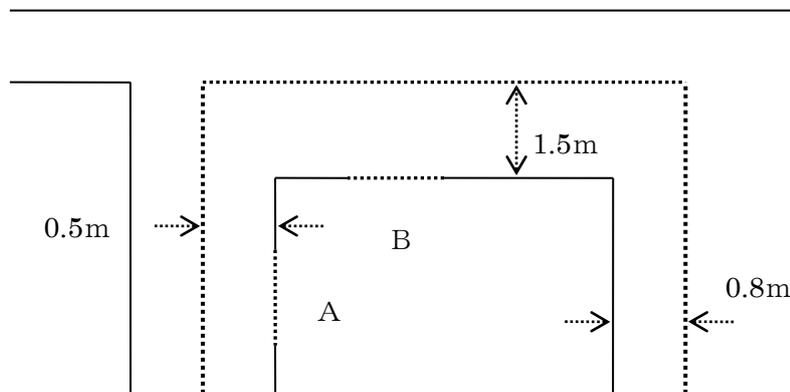
問14 下図のネットフェンス等（ 部分）で囲まれた専用庭に面する開口部（A～C）は有効とみなせるか。



答14 有効とする。

ただし、ネットフェンス等の高さが1.2mを超える場合は、有効としない。

問15 下図のように対象物がネットフェンス等（ 部分）で囲まれている場合、開口部（A・B）は有効とみなせるか。



答15 原則として、A・Bとも有効としない。

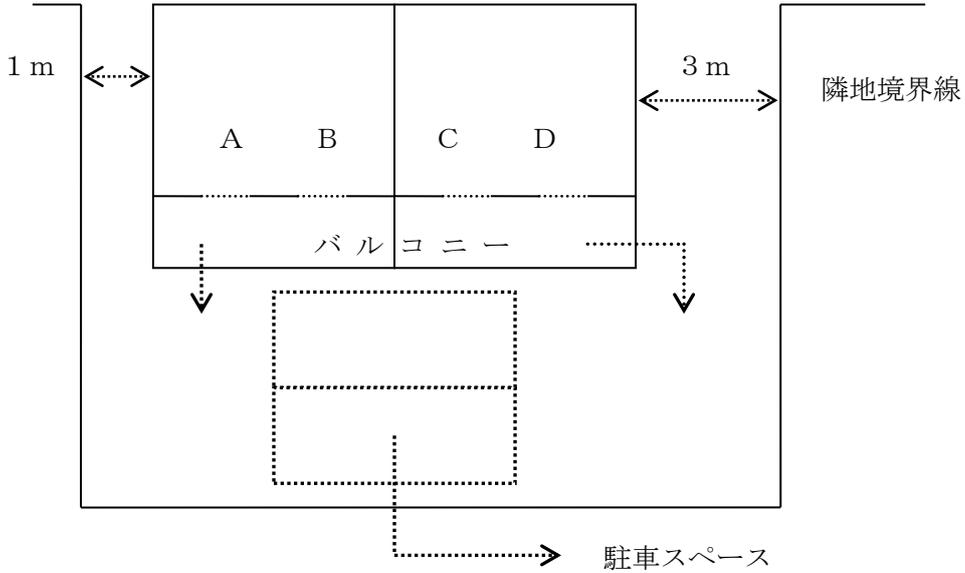
ただし、ネットフェンス等の高さが1.2m以下のものについては、状況により判断すること。

問16 開口部の前面にバルコニーがある場合の取扱いについて。

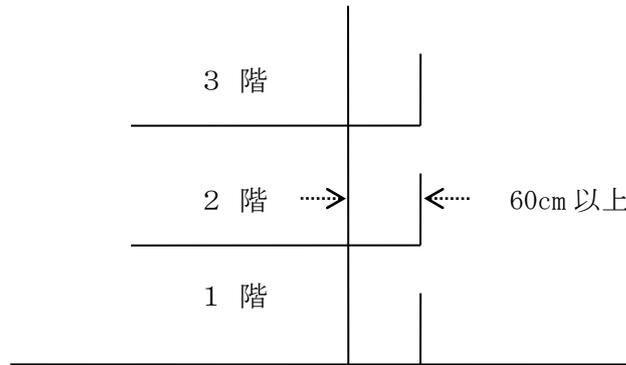
答16 別添図によるものとする。

(バルコニーの手すりから上の開放部分の高さが1 m以上の場合。)

図1 平面

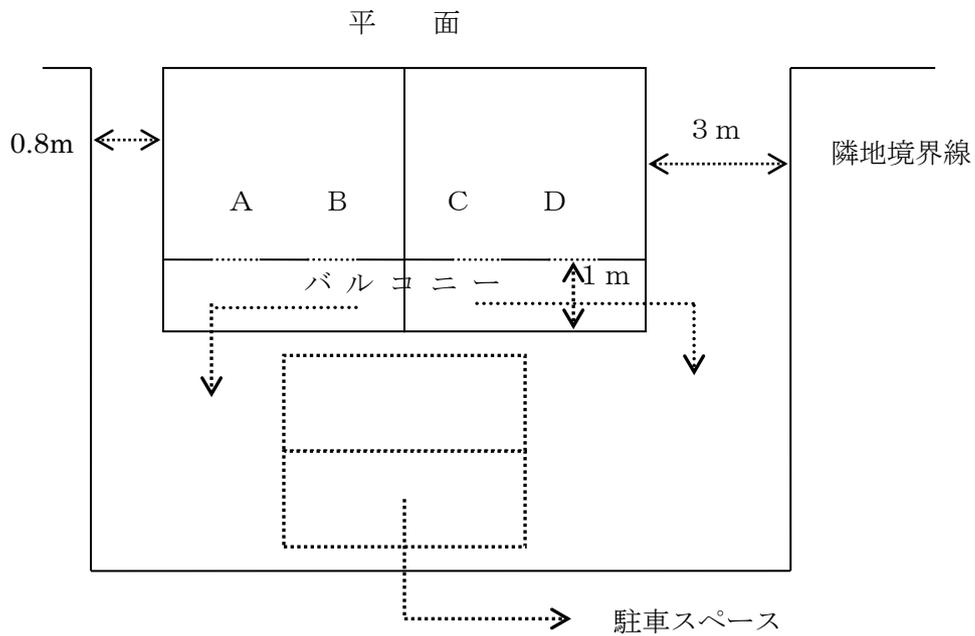


断面図

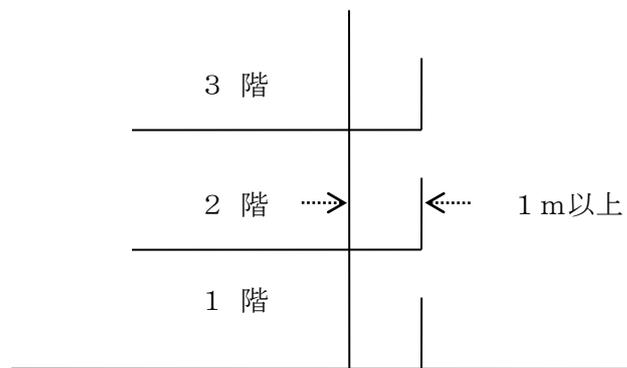


※ バルコニーの前面に1 m以上の空地等があり、かつ、バルコニーの有効幅員が60 cm以上あれば有効とする。
ただし、この場合、有効とするのは1 m以上の空地等の正面の開口部のみとする。
(図の場合A・Dのみ有効とする。)

図 2



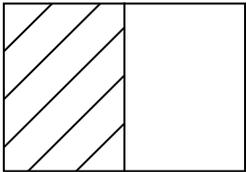
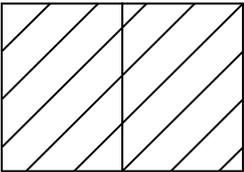
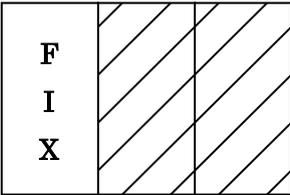
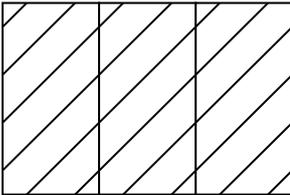
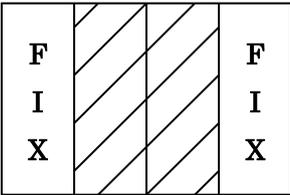
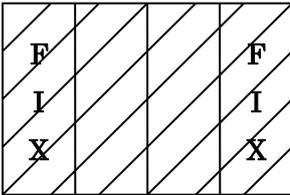
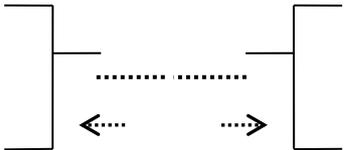
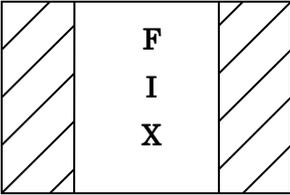
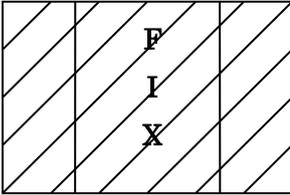
断 面 図

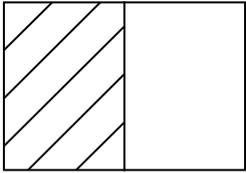
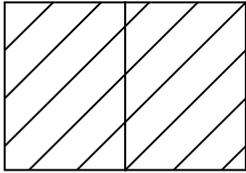
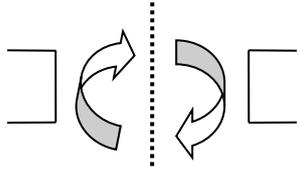
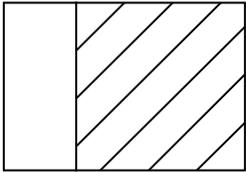
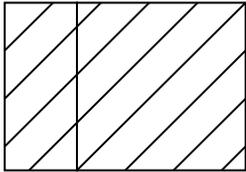
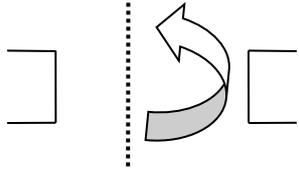
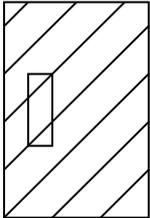
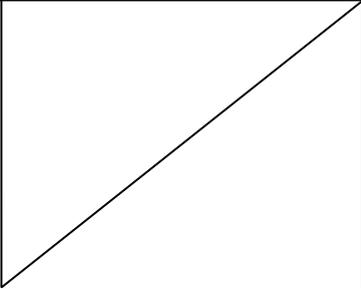


- ※ バルコニーの側面に 1 m以上の空地等があり、かつ、バルコニーの有効幅員が 1 m 以上であれば隣戸のパーテーションまでの開口部を有効とする。(図の場合 C・D のみ有効となる。)
- ※ なお、図 1、図 2 ともバルコニーの手すりから上の開放部分の高さが 1 m 未満の場合は有効としない。

問 17 引き戸、開き戸等の取扱いについて。

答 17 下図の斜線部分を有効とする。

種 類	防火設備等 網入・線入・6mmをこえるもの	そ の 他 6mm以下の普通ガラス	平 面
			
			
			
			

開 き 戸	 <p>90度回転(クレセント付)</p>	 <p>90度回転</p>	
	 <p>90度回転(クレセント付)</p>	 <p>90度回転</p>	
	 <p>90度回転(クレセント付)</p>		

※有効開口部の基本的な取扱いは、「昭和 53 年 1 月 1 日 52 吹消予第 6101 (部内通知)」

問 1 8 強化ガラス及び低放射ガラス (Low-E ガラス) の取扱いについて。

答 1 8 強化ガラスについては、5 mm 以下のものに限り「問 1 7」の「その他」と同様の扱いとする。

低放射ガラス (Low-E ガラス) については、基板 (板ガラス等) の強度を変えるものではないし、基板の種別により「問 1 7」の「防火設備等」又は「その他」と同様の扱いとする。

問 19 平成 19 年 3 月 27 日付消防予第 111 号消防庁予防課長「合わせガラスに係る破壊試験ガイドラインの策定及び、無窓階判定等の運用上の留意事項について(通知)」第 1 の 3 の破壊試験を実施し、4 の判定基準に適合したガラスについては、有効開口部として算定して良いか。

答 19 支障なし。

問 20 駐輪場における普通階判定の取扱いについて。

答 20 駐輪場に限り、長辺の一面が完全開放の場合、1 大開口で普通階として可とする。また有効幅員 1 m は不問とする。

問 21 既存の学校における空地の取扱いについて。

答 21 既存の学校において、敷地内のグラウンドを空地とみなし、グラウンドまで有効幅員 1 m 以上の避難経路を確保した場合は、有効とする。

問 22 水圧開放又は水圧開錠シャッターの取扱いについて。

答 22 水圧開放すること。(水圧解錠は不可。)
シャッターの開放方法は、町野式ホースの接続(65A)とすること。

問 23 問 17 の有効開口部にフィルムを貼付したときの取扱いについて。

答 23 以下のとおりとすること。

はめ殺しの開口部

種別	厚み	開口部の有効面積	
		窓ガラス用フィルムA ^{※1}	窓ガラス用フィルムB ^{※2}
普通ガラス	6mm以下	全面部分	不可
強化ガラス (JIS R 3206)	5mm以下		

クレセント付きの開口部に用いるもの

種別	厚み	開口部の有効面積	
		窓ガラス用フィルムA ^{※1}	窓ガラス用フィルムB ^{※2}
普通ガラス	6mm以下	全面部分	片面部分
強化ガラス (JIS R 3206)	5mm以下		
網入り、線入りガラス	6.8mm以下	片面部分	片面部分
・合わせガラス(JIS R 3205)	次に掲げるもの(フィルムA及びフィルムBともに貼付不可) ・フロート板ガラス6mm以下+PVB(ホリビニルブチアール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ホリビニルブチアール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス 破壊作業のできる足場が設けられている場合にあっては次に掲げるもの(フィルムA及びフィルムBともに貼付不可) ・フロート板ガラス5mm以下+PVB(ホリビニルブチアール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス ・網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ホリビニルブチアール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス ・フロート板ガラス3mm以下+PVB(ホリビニルブチアール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス4mm以下の合わせガラス	片面部分 (フィルムA及びフィルムBともに貼付不可)	

取扱い上の留意事項

- (1) 基材の厚さ $100\mu\text{m}=10^{-4}\text{m}=0.1\text{mm}$ であること。
- (2) 貼付した窓ガラス用フィルムは、内貼り用又は外貼り用は問わないが、貼付面は片面とすること。
- (3) 貼付した窓ガラス用フィルムについては、納品書、出荷証明書等の書類により、基材及び厚み等を確認すること。
- (4) 事前相談の際に、窓ガラス用フィルムの貼付に係る相談を受けたときは基材及び厚み等について指導するとともに、確認申請書又は消防用設備等特例適用・除外願出書に添付する図書内で明確にするように指導すること。

※1 「窓ガラス用フィルムA」とは、次のものをいう。

- (1) ポリエチレンテレフタート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的とし数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの。
- (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが $400\mu\text{m}$ 以下のもの。

※2 「窓ガラス用フィルムB」とは、次のものをいう。

- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ を超え $400\mu\text{m}$ 以下のもの。
- (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの。

問 2 4 規則第 5 条の 3 第 2 項第 4 項に規定する「開口のため常時良好な状態」についての取扱いについて。

答 2 4 原則、「昭和 50 年 6 月 11 日消防安第 62 号」に該当させること。
ただし、開口部前面に設ける柵等がキャスター付き等で容易に移動が可能と認める場合はこの限りではない。